

【新規扶養追加時】

自営業者の被扶養者認定について

●自営業者（個人事業主）は、国民健康保険への加入が原則です。

自営業者とは、自ら事業の経営を選択した者であり、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果に対し責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者です。そのため、国民健康保険への加入が原則となります。

ただし、事業経営者でありながら被保険者の支援がなければ生活ができないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認した上で、被扶養者として認定される場合があります。また、経営状態の悪化など、収入減少が一時的である場合は被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。

●自営業者の収入

自営業者の収入とは、確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費を差し引いたものです。

直接的必要経費とは、税法上の必要経費とは異なり、事業所得を得る為に必要と当健康保険組合が認定した最低限度の経費としています。それ以外は直接的必要経費として認められません。

※必要経費についての詳細は「直接的必要経費判定可否一覧」をご確認下さい。

自営業の収入 = 【売上金額 - (売上原価 + 直接的必要経費)】

※自営業の収入とは別に恒常的な収入（給与収入、年金、恩給等）がある場合は、控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。

＜例＞パン屋を経営している場合



売上金額：売上の総収入

売上原価：小麦粉、バターなど

直接的必要経費：水道、光熱費、地代家賃

※それぞれ経費として認めるには条件がございます。

詳細は「直接的必要経費判定可否一覧」をご確認下さい。

●自営業者の被扶養者認定時における必要書類

- ・「被扶養者異動届」及び「被扶養者現況申請書」※自営業者以外の方と同様
- ・「所得税の確定申告書」及び「所得税青色申告決算書」の写し（税務署に提出し受付印のある書類）
 - ※1）毎年、確定申告終了後に、「所得税の確定申告書」及び「所得税青色申告決算書」の写しをご提出いただきます。
川口工業健康保険組合より提出を求められた場合には速やかに提出できるようにご準備ください。
 - ※2）直近で自営業を開始した場合は、直近3ヵ月分の損益計算書を提出し、翌年3月頃に上記書類をご提出ください。
 - ※3）確定申告にて「青色申告制度」を行わない場合は、直接的必要経費として申告するすべての項目の根拠となる証明書類、明細等を添付いただき、当組合にて認定可否の判断をいたします。
- ・「自営業者に関する現況申請及び直接的必要経費申告書」及び、
必要に応じて「直接的必要経費を特定する為の資料」

注）経費内訳に係る書類の提出ができない場合は、認定の可否について適切な判断ができませんので申請自体を受付することができません。

●直接的必要経費判定可否一覧

自宅で事業を行っている場合の賃貸料、水道料金、通信料などの経費は、事業所負担分と自宅負担分が明確である書類を添付し、第三者からみても判断できる場合に限って認められます。

- 【可否判定】 「○」… 直接的必要経費として認められる経費
「△」… 条件付きで直接的必要経費として認められる経費
「×」… 直接的必要経費として認められない経費

科 目	可 否	備 考
売 上 原 価	○	
租 税 公 課	×	
荷 造 運 賃	○	
水 道 光 熱 費	△	・契約の名義が認定対象者ご本人である必要がございます。 ・自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。 ※原則メーターが分かれていない場合は認められません。
旅 費 交 通 費	△	通勤に伴う費用は直接的必要経費として認められません。 出張先目的地、出張理由、金額を申し出てください、事業内容により判断します。
通 信 費	△	事業所負担分と個人負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。 (例1)法人契約を結んでいる契約書及び領収書等の利用明細 (例2)事業用と個人用それぞれの領収書等の利用明細 など
広 告 宣 伝 費	×	
接 待 交 際 費	×	
損 害 保 険 料	×	
修 繕 費	○	
消 耗 品 費	△	購入品、利用目的、金額を申し出てください、事業内容により判断します。
減 価 償 却 費	×	
福 利 厚 生 費	×	
給 料 賃 金	×	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため認められません (健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められません。)
外 注 工 賃	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断します
利 子 割 引 料	×	
地 代 家 賃	△	借主の名義が認定対象者ご本人である必要がございます。 1.自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます 2.貸主が親族の場合は、経費として認められません
貸 倒 金	×	
雑 費	△	原則は認められませんが、内容により個別に判断いたします
右 に 記 載 の 経 費	×	研修費、加盟料、新聞図書費、会議費、支払手数料、諸会費、教材費、衣装・美容代、法定福利費、青色申告特別控除

※上記項目にない経費については、雑費と同様に取り扱います。

自営業者に関する現況申請および直接的必要経費申告書

1. 認定対象者

記号・番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	続柄
—			

2. 自営業に関する詳細

業種	屋号	事業所所在地
仕事内容及び主な商品・商材(できるだけ具体的に)		

3. 昨年の年間収入額※【売上金額－(売上原価＋直接的必要経費)】＝自営業者の収入

確定申告書に記載の 売上金額	確定申告書に記載の 売上原価	直接的必要経費	自営業者の収入
円	円	円	円

4. 直接的必要経費内訳※直接的必要経費判定可否一覧にて「△」の項目を申告する場合は添付書類及び備考へ申出内容を記載ください

科 目	金額(円)	備考	添付書類	組合使用欄 認定可否
			添付書類がある場合☑ ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合☑ ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合☑ ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合☑ ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合☑ ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合☑ ☐	可 ・ 否

5. 今年の見込み年間収入額

今年の見込み年間収入額	円
-------------	---

※翌年3月頃に今年の「所得税の確定申告書」及び「所得税青色申告決算書」の写し、必要に応じて「直接的必要経費申告書」をご提出いただきます。また、ご提出いただいた書類を確認した結果、収入が被扶養者要件を上回る場合には、**認定日まで遡って扶養認定を取消**いたします。

6. 下記ご確認いただきご署名ください

・ 今後、毎年の確定申告を行い、川口工業健康保険組合より提出を求められた場合には速やかに「確定申告書」等の必要書類を提出します。

年
 月
 日

・ 本申請書の内容に虚偽がある場合、また当組合より依頼する上記書類が用意できない場合には、認定日に遡って扶養取消となっても異議申し立てしません。
 署名欄

・ 収入が恒常的に扶養の認定基準を上回った場合には、速やかに扶養削除の届出を提出します。また、組合によるマイナンバーの情報照会にて扶養の要件を満たさない等、確認された場合にも、速やかに扶養削除の届出を提出します。